

## 久留米市公告第93号

粗大ごみ・特別申込み受付等業務及び収集運搬業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年4月7日

久留米市長 原 口 新 五

### 1 入札に関する事項

- (1) 業務名：粗大ごみ・特別申込み受付等業務及び収集運搬業務
- (2) 履行場所：久留米市内全域
- (3) 業務内容：別紙「粗大ごみ・特別申込み受付等業務及び収集運搬業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
- (5) 入札書比較価格：6,178,000円（月額 税抜）
- (6) 最低制限比較価格：5,601,000円（月額 税抜）
- (7) 入札保証金：減免（久留米市契約規則第7条及び久留米市一般競争入札事務要領11条）

### 2 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。

地方自治法施行令第167条の4第2項の規定及び久留米市指名停止等措置要綱（平成6年8月1日久留米市庁達第6号）の規定に基づく指名停止措置の対象となっていないこと。

地方自治法施行令第167条の5第1項の規定に基づき久留米市が定めた資格（久留米市競争入札参加資格について（平成24年3月30日久留米市告示第126号）に定める資格）を有すること。

#### (1) 単体法人若しくは個人事業者で入札参加をする場合の要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定に基づき久留米市一般廃棄物（ごみ）処理業（収集・運搬）の許可（以下「久留米市一般廃棄物収集運搬業許可」という。）を令和3年4月1日から継続して受けていること。
- ② 公告日の前日（令和7年4月6日）から継続して、久留米市に本社・本店・支店又は営業所（個人にあつては住所）があること。
- ③ 一般廃棄物収集運搬業を営み、受注した本件業務を自ら行う者であること。〔廃棄物処理法施行令第4条第3号〕
- ④ 社会保険及び労働保険に加入していること（適用事業所に限る。）。
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。〔廃棄物処理法施行令第4条第2号〕
- ⑥ 本件受注業務を的確に且つ継続して遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、且つ受注しようとする本件業務の実施に関し相当の経験を有する者で、次の要件を満たすこと。〔廃棄物処理法施行令第4条第1号〕
  - ア. 公告日の前日（令和7年4月6日）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第3号で定める基準に適合する車両のうち塵芥車（パッカー車又はプレスパッカー車に限る。）を保有していること。

イ. 久留米市が運営する上津クリーンセンター及び宮ノ陣クリーンセンターへの事業系一般廃棄物の搬入実績（久留米市一般廃棄物収集運搬業許可を受けて行う収集運搬業によるものに限る。）が、令和3年度から公告日の前日（令和7年4月6日）まで継続してあり、且つ令和3年4月から令和6年3月までの3年間において、1年間当たり平均1,800トン以上であること。

ウ. 本件業務開始日までに受託業務の実施に必要な車両、車両の保管場所及び洗車場を準備（賃貸等も可）すること。

エ. 令和8年3月1日までに受注業務に必要な人員（雇用関係がある者に限る。）を確保できること。

## （2）企業体で入札参加をする場合の要件

この要領による入札のために粗大ごみ・特別申込み受付等業務及び収集運搬業務委託共同企業体協定書（第2号様式）に基づき令和7年4月14日までに協定を締結した共同企業体（以下「企業体」という。）であって、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 久留米市一般廃棄物収集運搬業許可を令和3年4月1日から継続して受けていること。
- ② 公告日の前日から継続して、久留米市に本社・本店・支店又は営業所（個人にあっては住所）があること。
- ③ 一般廃棄物収集運搬業を営み、受注した本件業務を自ら行う者であること。
- ④ 企業体を構成する者（企業体の代表者及び構成員。以下「構成員等」という。）は、2者であること。
- ⑤ この要領の定めによる単体法人又は個人事業者での入札参加が無いこと。
- ⑥ この要領の定めによる他の企業体の構成員等になっていないこと。
- ⑦ （1）⑤及び⑥のウ及びエについては、構成員等の全員が要件を満たすこと。
- ⑧ 公告日の前日（令和7年4月6日）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第3号で定める基準に適合する車両のうち、塵芥車（パッカー車又はプレスパッカー車に限る。）を企業体の代表者及び企業体の構成員がそれぞれに所有していること。
- ⑨ 久留米市が運営する上津クリーンセンター及び宮ノ陣クリーンセンターへの事業系一般廃棄物の搬入実績（久留米市一般廃棄物収集運搬業許可を受けて行う収集運搬業によるものに限る。）が、構成員等の全員に令和3年度から公告日の前日（令和7年4月6日）まで継続してあり且つ令和3年4月から令和6年3月までの3年間において、1年間当たり平均720トン以上あり、構成員等を合算した値が、令和3年4月から令和6年3月までの3年間において、1年間当たり平均1,800トン以上であること。

## （3）受託実績で入札参加をする場合の要件

久留米市内における家庭系一般廃棄物収集運搬業務（粗大ごみ・特別申込み）の受注実績がある者で、以下の要件を全て満たすこと。

- ① この要領の定めによる他の企業体の構成員等になっていないこと。
- ② （1）③から⑤まで、並びに⑥のウ及びエについての要件を満たすこと。
- ③ 塵芥車（パッカー車又はプレスパッカー車に限る。）を保有していること。

## （4）その他の要件

前号までに掲げる要件を満たす者が入札に参加しようとする場合において、以下の関係を有する場合については、当該関係を有する者のうち1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

### ① 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア. 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう）

以下同じ。)と子会社の関係にある場合(当該子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する更生手続が存続中の会社である場合を除く。)

イ.親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。)

② 人的関係が次のいずれかに該当する場合(アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。)

ア.一方の会社の役員(会社の代表権を有する取締役(代表取締役)又は取締役(社外取締役・非常勤取締役を含む。))をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ.一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ 前項目に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、且つ、入札の適正が阻害されると認められる場合

### 3 仕様書の配布

- (1) 配布日時：令和7年4月8日(火)から令和7年4月10日(木)まで(土・日曜日は除く。)の各午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 配布場所：久留米市環境部資源循環推進課(久留米市荘島町375番地)

### 4 入札参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、(1)に掲げる書類を(2)に示すところにより提出すること。なお、企業体による場合は以下(1)の③から⑧までに掲げる書類等については、代表者及び構成員全てについて提出すること。

#### (1) 入札参加資格の確認に必要な書類

- ① 粗大ごみ・特別申込み受付等業務及び収集運搬業務委託入札参加資格確認申請書(第1号様式)
- ② 粗大ごみ・特別申込み受付等業務及び収集運搬業務委託共同企業体協定書(第2号様式)、出資割合協定書(第2号様式の2)、企業体構成員間の委任状(第2号様式の3)  
※ただし、企業体の場合のみ提出すること。
- ③ 業務の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(第3号様式)
- ④ 貸借対照表、損益計算書及び滞納なし証明書

法	直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書
人	国、県、市税の滞納がない旨を証する書類(滞納なし証明書)
個	資産に関する調書(第4号様式)
人	国、県、市税及び国民健康保険料の滞納がない旨を証する書類(滞納なし証明書)

	税 種	証明書発行所	法 人	個 人
国 税	法人税(その3の3)	所轄税務署	○	
	所得税			○
	消費税・地方消費税		○	○
県 税	法人事業税	県税事務所	○	
	個人事業税			○
	自動車税		○	○
市 町 村 税	法人市民税	市	○	
	市県民税			○
	固定資産税		○	○
	軽自動車税		○	○
国 保	国民健康保険料	市		○

- ⑤ 定款又は寄付行為（法人のみ）  
 ⑥ 法人に関する登記事項証明書  
 ⑦ 次に掲げる者の住民票の写し（本籍等記載省略のないものに限る。）

法 人	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号ヌに規定する役員
	ロ 発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資者（株主又は出資者が法人の場合、法人の登記事項証明書）
	ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人
個 人	イ 申請者
	ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人
	ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する法定代理人（申請者が未成年である場合）

- ⑧ 次に掲げる者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

法 人	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号ヌに規定する役員
	ロ 発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資者（株主又は出資者が法人の場合、法人の登記事項証明書）
	ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人
個 人	イ 申請者
	ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人
	ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する法定代理人（申請者が未成年である場合）

- ⑨ 印鑑証明書（法人の場合は法務局、個人の場合は市町村）  
 ⑩ 久留米地域における家庭系一般廃棄物収集運搬業務の委託契約書の写し（受託実績により入札参加を希望する者に限る。）  
 ⑪ 業者調書（第5号様式）  
 ⑫ 誓約書（第6号様式）  
 ⑬ 調査等承諾書（第7号様式）  
 ⑭ 確約書（第8号様式）

(2) 提出期間、提出先、提出方法

- ① 提出期間：令和7年4月15日（火）から令和7年4月17日（木）まで（土・日曜日、は除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ② 提出先：久留米市環境部資源循環推進課（久留米市荘島町375番地）
- ③ 提出方法：持参のみ

(3) 入札参加資格の審査結果通知

入札参加資格の確認についての審査結果は、令和7年5月12日（月）までに、入札参加資格審査結果通知書（第9号様式）により通知する。この場合において、入札参加資格を有しないとした場合はその理由を付する。

入札参加資格を有する旨を通知した後、認定を取り消す場合は、入札参加資格認定取消通知書（第10号様式）により通知する。

5 質疑及び回答

仕様書その他本件業務の内容について質疑（入札に必要な事項に限る。）がある場合は、以下により入札質疑書（第12号様式）を提出すること。

- ① 提出期限：令和7年4月8日（火）から令和7年4月11日（金）午後5時まで
- ② 提出先：久留米市環境部資源循環推進課
- ③ 提出方法：「10 問い合わせ先」に示すところへメールで行うこと。  
※電話等による質問は受け付けない。
- ④ 回答方法：質問者にメールで回答。

ただし、質問内容によっては、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。

6 入札及び開札に関する事項

(1) 入札方式

- ① 条件付一般競争入札とする。
- ② 郵便による入札とする。
- ③ 入札に参加者は、入札書提出期間内に入札書を所定の場所へ一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送すること。

イ. 入札書提出期間：令和7年5月13日（火）から令和7年5月19日（月）  
17時00分（必着）まで

ロ. 指 定 場 所：〒830-0042

久留米市荘島町375番地 久留米市環境部庁舎  
久留米市役所 環境部資源循環推進課 行

- ④ 郵送する際の封筒は、長3封筒とし、入札書を入れ郵送すること。なお、封筒の表には、次のように記載すること。

〒830-8799

久留米郵便局留

〒830-0042  
久留米市荘島町375番地久留米市環境部庁舎2F

久留米市環境部資源循環推進課 行

(担当：徳永、古賀)

入札書在中	入札番号
	粗大ごみ・特別申込み

また、封筒の裏面には、送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名、及び電話番号）を記入すること。

⑤ 久留米市に到着した入札書は書き換え、引き換え、引き取り、又は撤回をすることはできない。

⑥ 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。

⑦ 入札回数は、1回とする。

(2) 入札書に記入する金額

1ヶ月に係る業務委託料の額（消費税及び地方消費税の額を除く金額。）を記入すること。

(3) 予定価格及び最低制限価格

入札 「粗大ごみ・特別申込み受付等業務及び収集運搬業務委託」

入札書比較価格（月額）6, 178, 000円（消費税及び地方消費税を除く。）

最低制限比較価格（月額）5, 601, 000円（消費税及び地方消費税を除く。）

(4) 開札の日時及び場所

① 日時：令和7年5月21日（水） 午前10時00分

② 場所：久留米市環境部庁舎2階会議室（久留米市荘島町375番地）

(5) 開札の立会

① 開札の立会人は、入札に参加している者から抽選で決定し、指名する。指名された者以外で入札に参加している者は、開札場所での傍聴を許可する。なお、立会人、傍聴人については、1者2名までとする。

② 開札の立会人は、開札の前日までに決定し、立会人に電話及びFAXにより通知するものとする。

③ 前2号の規定により指名された者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない久留米市職員を立ち会わせる。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

① 入札参加資格のない者が入札したとき

② 入札に関する条件に違反したとき

③ 入札書に記名押印がないとき

④ 入札書を訂正した場合に訂正箇所には訂正印がないとき

- ⑤ 入札書の金額等に重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき
- ⑥ 入札書に金額の記載がないとき
- ⑦ 予定価格を上回った価格の入札
- ⑧ 最低制限価格を下回った価格の入札

(7) 落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、「抽選」により落札者を決定する。なお、この場合、「抽選」の辞退はできない。

(8) 入札心得

- ① 入札は、郵便のみとする。
- ② 入札書は、黒又は青色のボールペン又はインクを用い（鉛筆は不可）、楷書ではっきり記入すること。
- ④ 入札書に使用する言語は、日本語とする。また、入札金額は日本国通貨による表示とする。
- ⑤ 入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者を問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額にその100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

7 契約に関する事項

(1) 契約条項を示す場所 久留米市環境部資源循環推進課（久留米市荘島町375番地）

(2) 契約締結及び契約保証金

落札した者は、落札日の翌日から起算して6日以内（期間満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に市が示す契約書により契約締結の手続をすること。

契約締結時に各年度の委託料の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。ただし、久留米市金銭会計規則第105条に規定する有価証券又は市が確実と認める金融機関の保証若しくは保険会社との間に本市を被保険者とする契約保証をもって代えることができるものとし、この場合においては保証契約の証書を提出すること。

契約保証金、有価証券又は証書は、受託業務の履行が完了した後に還付する。この場合において、契約保証金には利息を付さないものとする。

ただし、久留米市契約事務規則第27条に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

また、契約締結後は、業務準備計画書及び久留米市家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託に伴う受託業者の届出に関する要領に基づき、関係書類を提出すること。

(3) 契約の変更

以下の場合には契約を変更する。

- ① 消費税及び地方消費税率に変更が生じたとき。
- ② 委託期間内に経済事情の激変又は予期することのできない事由の発生に基づき、契約金額が著しく不適當であると認められるとき。

(4) 契約の解除

以下に該当する場合は、契約を解除する。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号

から3号までに定める基準に適合しなくなったとき。

- ② 役員又は従業員等について、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があると認められるとき。
- ③ 違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実行為があると認められるとき。
- ④ 仕様書その他市が定めた方法により業務が履行されないとき。
- ⑤ 受託者の責めに帰する事由により業務を履行できないと認められるとき。

#### 8 その他の注意事項

- (1) 本件入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対に行わないこと。
- (2) 本件入札に関し、市に提出した申請書及び添付書類については、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）の定めるところにより、その内容が開示される場合がある。
- (3) 本件入札に関し、市に提出した申請書及び添付書類については返却しない。
- (4) この要領に定めがない事項については、市の指示するところによる。

#### 9 問い合わせ先

久留米市環境部資源循環推進課（久留米市環境部庁舎内）

郵便番号 〒830-0042

所在地 久留米市荘島町375番地 電話 0942-37-3342（直通）

FAX 0942-37-3344

Mail [seigyoun@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:seigyoun@city.kurume.fukuoka.jp)

<参考>

## 地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

**第百六十七条の四** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

**第百六十七条の五** 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、これを公示しなければならない。

**第百六十七条の五の二** 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(一般競争入札の公告)

**第百六十七条の六** 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからル

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくはは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から3号

(1) 受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

(2) 受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

(3) 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。

○会社法第2条第4号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

二 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

○会社法施行規則第3条

法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

○民事再生法第2条第4号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 再生債務者 経済的に窮境にある債務者であつて、その者について、再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものをいう。

二 再生債務者等 管財人が選任されていない場合にあつては再生債務者、管財人が選任されている場合にあつては管財人をいう。

三 再生計画 再生債権者の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第一百五十四条に規定する条項を定めた計画をいう。

四 再生手続 次章以下に定めるところにより、再生計画を定める手続をいう。

○民事再生法第64条第2項

裁判所は、再生債務者（法人である場合に限る。以下この項において同じ。）の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続の開始の決定と同時に又はその決定後、再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

- 2 裁判所は、前項の処分（以下「管理命令」という。）をする場合には、当該管理命令において、一人又は数人の管財人を選任しなければならない。

○会社更生法第67条第1項

管財人は、裁判所が選任する。

- 2 法人は、管財人となることができる。
- 3 裁判所は、第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を受けるおそれがあると認められる者は、管財人に選任することができない。